

盛土規制法の規制区域指定により、開発許可が盛土規制法のみなし許可となる場合があります。

- ◆ 令和7年5月23日、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の規制区域が県内全域で指定されます。
指定後は、都市計画法の開発許可が盛土規制法の許可対象規模となる場合、盛土規制法のみなし許可として扱われます。
みなし許可となる場合は、以下について注意してください。



都市計画法の許可対象となる規模と盛土規制法の許可対象規模には違いがあるから、注意してね。
※盛土規制法は、崖の有無や、30cmを超える盛土、切土する面積で許可の要否が変わります。

みなし許可になると、都市計画法にはない手続き(中間検査、定期の報告)があるから注意してね。



①開発許可申請の審査内容が変わります！！

みなし許可になると、都市計画法の技術基準と併せて、**盛土規制法の技術基準にも適合する必要があります。**

令和7年5月23日以降に着手する工事に全て適用されます。

以下のような場合は注意が必要です。

※令和7年5月23日より前に、開発許可を受けて工事着手するものは現行基準が適用されます。

【注意が必要な例】

- 開発許可を受けたが、令和7年5月23日時点で工事未着手のもの
- 令和7年5月23日時点で、開発許可申請中のもの
→ 盛土規制法技術基準に適合していない場合には、再許可申請が必要となる場合があります。

➡ **今後、開発許可申請する場合は、必ず事前に申請窓口担当者にご相談ください**

②設計者の資格が必要です！！

以下の設計を行う場合は、盛土規制法施行令第22条で定める**有資格者が設計する**必要があります。

- 高さが5mを超える擁壁の設置
- 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設(雨水排水施設を含む)の設置